

令和 9 年度

保育園入園のしおり



八百津町

～目次～

1 保育園ってどんなところ？	1
2 八百津町の保育園の概要	1
3 利用の手続き	2
(1) 入園に伴う手続きの流れ	2
(2) 手続きに必要なもの	2
(3) 認定申請および利用申込み	3
(4) 認定申請および利用申込みについての注意点	5
(5) 利用調整	5
(6) 入園申込書等の記入方法	5
(7) 入園後について	6
(8) ぴったりサービスを利用した申し込みについて	6
4 保育料・副食費	7
(1) 保育料	7
(2) 副食費	8
(3) 保育料および副食費の納入	9
5 記載例	10
・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書(兼児童台帳)	10・11
・就労証明書	12
・面接調書	13
・個人番号(マイナンバー)提出書兼同意書	14

【書類の提出先およびお問い合わせ先】

八百津町教育委員会 教育課 子ども支援係(ファミリーセンター内)
TEL0574-43-2111(内線2514)



1 保育園ってどんなところ？

保育園は、保護者の労働、疾病、出産、看護などの事由により、その子ども（乳幼児）の保育を必要とする場合において、家庭での保育に代わって子どもを預かり、健やかな成長を支えるところです。

2 八百津町の保育園の概要

令和 8年 8月 1日現在

施設名	八百津保育園	錦津保育園	久田見保育園	和知保育園
所在地 公立・私立	八百津4291-1 公立	伊岐津志1484 公立	久田見2761-11 公立	和知940-5 私立
定員	50	100	30	60
電話番号	43-0196	43-0449	45-1276	43-0519
対象年齢	生後6か月以上			
開所時間	7:30~18:30			
保育時間 (短時間)	8:00~16:00			
保育時間 (標準時間)	7:30~18:30			
土曜保育	利用（開所）時間：7:30~18:30 実施場所：錦津保育園（公立保育園に通っている園児のみ）			園に直接ご確認 ください。
職 員	園長：1名 保育士：8名	園長：1名 保育士：28名 管理栄養士：1名	園長：1名 保育士：5名	園長：1名 保育士：11名 調理員：4名 事務員：1名

※公立の保育士数には、正規職員のほか、会計年度任用職員（パートタイム・フルタイム）が含まれています。

3 利用の手続き

来年度の入園の申込書等の提出期限は
10月 2日（金）です。
（例年より早いのでご注意ください）

(1) 入園に伴う手続きの流れ

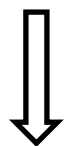
保育認定申請・保育所入所申込を期日までに行う。



保育認定証の交付を受ける。（この時点では利用する施設については決定していません）



保育所の利用調整を行い、施設の内定通知を受ける（1月ごろ）。



※対象者の方については、保育料・副食費の納入のため、口座振替の案内を同封予定

内定先の保育所にて半日入園（はじめのいっぽ）実施（2月ごろ）。



保育所の利用決定通知書を受け、施設を利用。

(2) 手続きに必要なもの

※来年度中に入園予定のある方は、必ず期限までに提出ください。

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書 （兼児童台帳）

教育・保育給付認定を受ける（保育の必要性を認められる）ための申請及び保育所を利用する際の申込書になります。保育園等の施設を利用する際に必要となります。

※教育・保育給付認定を受けるには、P3の「保育の必要性」の事由および証明する書類の認定基準に該当する必要があります。保育の実施期間は、小学校の就学始期までの範囲で、保護者がお子さんの保育ができない期間です。

②「保育の必要性」の事由を証明する書類（P3の該当する号の添付書類）

③ 個人番号（マイナンバー）提出書兼同意書（保護者および入園申請子どもの分）

※①②③：用紙は教育委員会（ファミリーセンター内）で配布しています。

※申込を行っていても、入園日に入園基準を満たしていない場合（就労証明書未提出等）は入園できませんのでご注意ください。

(3) 認定申請および利用申込み

(2) ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）に必要事項を記入し、必要書類を添えて教育課 子ども支援係へ提出してください。

保育の必要性の事由および証明する書類は下記の表のとおりです。

	事由および利用可能保育時間	証明する書類
①	就労 標準時間（毎月120時間以上の就労） 短時間（毎月48時間以上の就労）	・就労証明書 ※就労内定の場合、就労後に就労証明書を提出すること ※個人事業主等の場合、開業届、確定申告書などのコピーを提出すること ※農林業の場合、別表I（P4）による
②	妊娠・出産 標準時間・（短時間） ※入園できる期間は、出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで	・面接調書 ・母子手帳（出産予定日のわかる書類）のコピー
③	保護者の疾病・障害 標準時間・短時間	・診断書または身体障害者手帳等のコピー ※入院の場合は入院期間がわかる書類 （診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます）
④	障害または長期入院など、常時介護や看護が必要な親族がいる 標準時間・短時間	・面接調書 ・診断書または身体障害者手帳、介護認定結果等のコピー ※入院の場合は入院期間がわかる書類 （診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます）
⑤	災害復旧 標準時間・（短時間）	・面接調書 ・り災証明書
⑥	求職活動（起業の準備を含む） 短時間	・ハローワーク受付票のコピー ・面接調書 ※起業の準備の場合は、起業の準備を行っていることがわかる書類を提出すること
⑦	就学 標準時間（毎月120時間以上の就学） 短時間（毎月48時間以上の就学）	・在学証明書 ※就学が決まっている場合は、合格通知書を提出し就学後、在学証明書を提出すること ・在学期間および時間数のわかる書類 ※就学時間がわかる書類を提出してください
⑧	虐待やDVの恐れがある 標準時間・（短時間）	※ご相談ください
⑨	育児休業取得時に、すでに在園し、継続して保育が必要な児童がいること 短時間 ※育児休業にかかる子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで	・就労証明書等 ※育児休業期間および就労復帰予定日のわかる書類
⑩	年少以上の児童について、年度内に育児休業から復帰予定の場合 短時間	・就労証明書等 ※就労復帰予定日のわかる書類

農林業経営規模表(別表Ⅰ)

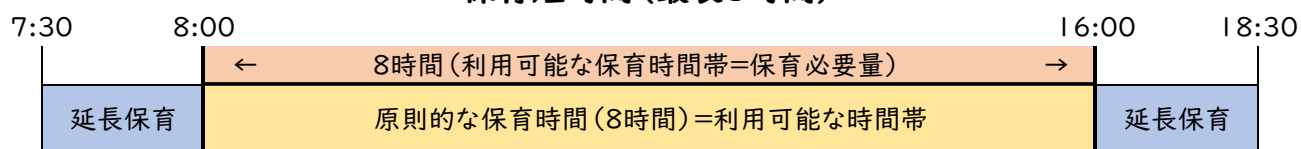
従事者	耕作面積 a	施設園芸 a	畜産(肥育中) 頭	養鶏(採卵) 羽	山林 a
両親と祖父母	60	30	40	1,000	600
両親と祖父母の内いずれか一人	50	20	30	800	500
両親	40	15	20	600	400
母(父)と祖父母	30	10	15	500	300
母(父)と祖父母の内いずれか一人	20	7	10	300	200
母(父)のみ	10	5	5	100	100

※上記において祖父母が60歳以上の場合は、従事者に加えないものとする。

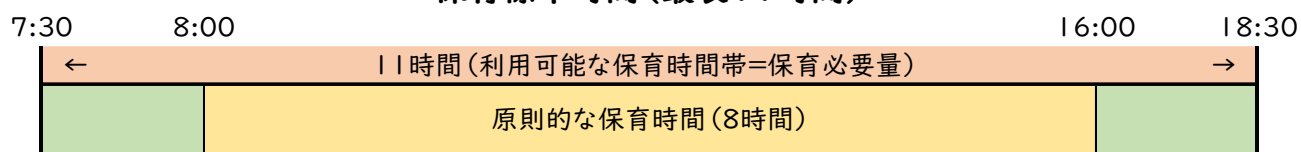
保育を必要している事由や保育の必要量(時間)等を確認し、保育認定証を交付します。

【保育必要量】

保育短時間(最長8時間)



保育標準時間(最長11時間)



※保育必要量に応じて、月額保育料が異なります(P7参照)

※認定を受けた保育時間を超えた場合は、別途延長保育料を徴収します。

※利用時間は、送迎時間を含んだ時間です。

【教育・保育給付認定区分】

区分	対象児
1号認定(教育認定) (幼稚園)	2号認定を除く、満3歳以上の就学前の子ども
2号認定(保育認定) (保育園)	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定(保育認定) (保育園)	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども

※年度の途中で認定事由に該当しているかの現況確認を行う場合があります。

(3号から2号への切替えは年度の途中となりますが、改めて認定申請書を提出する必要はありません。)

(4) 認定申請および利用申込みについての注意点

- ・令和9年度に入園を希望される場合（途中入園を含む）は、令和8年10月2日（金）までに申し込みをしてください。
- ・年度の途中で入園を希望される場合は、入園希望日（保育の必要性の事由が発生する日）1か月前（育児休業明けの方は復帰予定日の3か月前）の同日より申し込みができます。
- ・広域保育を申し込む方は、相手方市町村の都合によります。
※広域保育とは、住民票が八百津町にある方が他市町村の保育施設を利用することです。

(5) 利用調整

保育の必要性の事由および同居親族の就労状況等も含め、毎月20日に調整を行います。

(6) 入園申込書等の記入方法

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）【記載例：P10, 11】

記載例を参考にご記入ください。

- ・必ず黒のボールペンで記入し、消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。
- ・記入ミスは修正液等を使用せず、二重線で消し、正しい情報を記入してください。
- ・2人以上のお子さんの入園を希望される方は、1人につき1枚記入し提出してください。
- ※申請者（保護者）氏名は、世帯主（父または母）で統一をお願いします。

※教育・保育給付認定は、保育の必要性を認めるものであり、希望保育園への入園を確定するものではありません。

※「利用時間」欄は、保育園へ預ける時間からお迎えの時間までを記入してください。

② 「保育の必要性」の事由を証明する書類【記載例：P12, 13】

- ・P3の「保育の必要性」の事由および証明する書類欄をご覧ください。
- ・父親および母親の両方が「保育の必要性」の事由に該当する必要があるため、それを証明する書類を提出してください。
- ※面接調書は保育の必要性の事由②、④、⑤、⑥の際に必要です。

※定年を迎える前の祖父母、18歳以上（4月1日現在）の親族と同居している場合、祖父母なども父親母親と同様に書類の提出が必要となります

③ 個人番号（マイナンバー）提出書兼同意書【記載例：P14】

- ・入園児童および父親、母親の個人番号（マイナンバー）を記入し、提出してください。

※令和8年1月2日以降に八百津町へ転入された方（転入予定の方）は、個人番号を利用し、前住所地（令和8年1月1日時点の住所地の市町村）へ所得を照会します。そのため所得課税証明書等は必要ありません。

(7) 入園後について

- ・ 在園中に保育認定の事由が変更となった場合には、教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要となります。教育課 子ども支援係までご相談ください。(前月15日までに申請)

※P3の①～⑩の事由のいずれにも該当しなくなった場合は、退園となります。

※⑥の場合は、求職活動等の状況調査をさせていただきます。その時点で就労先等が決まっていない場合は退園となる場合があります。

- ・ 認定事由確認、利用保育所の調査のため、年に1回以上「現況届」を提出いただく必要があります。案内が届きましたら、期日までに提出いただきますようよろしくお願いいたします。その際には「保育の必要性」の事由を証明する書類も添付していただきます。

(8) ぴったりサービスを利用した申し込みについて

保育園の入所申し込みに関して、マイナンバーカードを利用したオンライン申請を行うこともできます

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）の記入及び②「保育の必要性」の事由を証明する書類、③ 個人番号（マイナンバー）提出書兼同意書を添付してアップロードしていただくことで手続きができます。

ぴったりサービスをご利用する場合はこちらの読み取りコードからお進みください。

ぴったりサービス



4 保育料・副食費

(1) 保育料

3歳以上児の保育料につきましては、令和元年10月より無償化されました。3歳未満児に関しての保育料は表のとおりです。

保育料徴収基準一覧表

【ひとり親または障害がある子の世帯】

3 歳 未 満 児 (3 号)		町民税額 所得割額 (円)	保育短時間		保育標準時間		備考
			階層	金額 (円)	階層	金額 (円)	
	1	生活保護	T 1	0	H 1	0	
	2	0	T 2 - 1	0	H 2 - 1	0	
	3	48,600未満	T 3 - 1	4,500	H 3 - 1	4,500	年齢・同時通園に関係なく年長者の子から数えた2子、3子全額減額
	4	48,600以上 77,101未満	T 4 - 1 K	4,500	H 4 - 1 K	4,500	
		77,101以上 97,000未満	T 4 - 1	25,000	H 4 - 1	25,400	同時通園者の年長者の子から数えた2子1/2、3子全額減額
	5	97,000以上 169,000未満	T 5	37,000	H 5	37,400	
	6	169,000以上 301,000未満	T 6	45,000	H 6	45,400	
	7	301,000以上 397,000未満	T 7	47,000	H 7	47,600	
	8	397,000以上	T 8	48,000	H 8	48,600	

【ひとり親または障害がある子に該当しないその他の世帯】

3 歳 未 満 児 (3 号)		町民税額 所得割額 (円)	保育短時間		保育標準時間		備考
			階層	金額 (円)	階層	金額 (円)	
	1	生活保護	T 1	0	H 1	0	
	2	0	T 2 - 2	0	H 2 - 2	0	
	3	48,600未満	T 3 - 2	11,000	H 3 - 2	11,200	年齢・同時通園に関係なく年長者の子から数えた2子1/2、3子全額減額
	4	48,600以上 57,700未満	T 4 - 2 K	25,000	H 4 - 2 K	25,400	
		57,700以上 97,000未満	T 4 - 2	25,000	H 4 - 2	25,400	同時通園者の年長者から数えた2子1/2、3子全額減額
	5	97,000以上 169,000未満	T 5	37,000	H 5	37,400	
	6	169,000以上 301,000未満	T 6	45,000	H 6	45,400	
	7	301,000以上 397,000未満	T 7	47,000	H 7	47,600	
	8	397,000以上	T 8	48,000	H 8	48,600	

※ 保育短時間は午前8時～午後4時の利用、保育標準時間は午前8時～午後4時以外の時間帯も利用の認定を受けた方になります。

※ 同時通園者の年長者から数えた第2子は1/2、第3子は全額減額します。

ただし、T 4 - 2 K以下の階層(ひとり親・障害の子の場合はT 4 - 1 K)の場合は、年齢・同時通園に関係なく年長者から数えます。

※ 町民税額所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。

※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類(児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等)を確認させていただきます。

※ 保育料の他に、利用施設が実費徴収する費用につきましては、利用施設に直接ご確認ください。

【保育料の基準】

保育料は、入園児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰である場合に限る）の町民税額の合計に応じて階層区分が決まり、保育必要量（標準時間、短時間）によって金額が異なります。表の金額はひと月当たりの金額です。

保育料は入園した年度の4月1日現在の満年齢で決定します。そのため年度の途中で3号から2号に認定切り替えとなっても保育料は変わりません。（2歳児が年度途中で満3歳になっても保育料として徴収します）

4月から8月までは前年度の町民税額、9月から3月までは当年度の町民税額に基づき算定します。

※各階層区分の保育料は国が定める上限額の範囲内で町が基準を定めます。なお、階層の設定は国の基準と同じですが、金額は八百津町独自の減免をしています。

※公立、私立とも保育料の基準は同じです。

※同一世帯から2人以上の児童が同時通園している場合の保育料は、最年長児は全額、2番目に年長の児童は半額、それ以降の児童は無償となります。

※病気などにより長期欠席される場合も、在籍している限り保育料の算定対象となります。

※退園される場合も必ず事前にご連絡ください。退園届の提出がない場合は欠席とみなし、保育料をお支払いいただきます。

※3歳以上児・3歳未満児に関わらず、延長保育利用料・行事費・保護者会費など保育料等とは別に園から実費徴収される場合があります。金額など詳しくは、各保育園にご確認ください。

(2) 副食費

3歳以上児（年少クラス以上）は給食費（主食費+副食費）が必要です。（3歳未満児は保育料に含まれています）。主食費（ごはん、パンなど）と副食費（おかず、おやつなど）のうち、副食費をご負担いただきます。

2号認定（公立）：副食費 4,500円（保護者負担：ひと月当たり）

2号認定（私立）：副食費 園へ直接お問い合わせください（保護者負担）

※年収約360万円未満の世帯（階層T4-1K、H4-1K、T4-2K、H4-2K以下）の子ども、およびすべての世帯において18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間も含む）のお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の園児については、副食費が減免されます。申請は不要です。

※ 保育料・副食費の切り替えは毎年9月です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和8年度）の市町村民税額に基づく保育料・副食費					当年度（令和9年度）の市町村民税額に基づく保育料・副食費						

※保育料と同様、4月から8月が前年度、9月から3月が当年度の町民税額に基づき算定します。

(3) 保育料および副食費の納入

- ・町に納入いただくのは、公立保育所利用時の副食費・保育料、私立保育所利用時の保育料になります。
- ・保育料と副食費（以下、「保育料等」）の納入方法は、現金紛失事故の防止および現金取り扱い事務の簡素化のため、口座振替による納入をお願いしております。
- ・入園前（3月上旬まで）に、八百津町指定金融機関にて振替口座の登録手続きをお願いします。
振替口座の登録手続き方法は2種類ございます。

①指定金融機関へ「口座振替依頼書」を提出

『八百津町収納金口座振替依頼書』は、内定通知発送時に同封する予定です。

口座振替を希望される金融機関に預金通帳・通帳の印鑑を持参し、『八百津町収納金口座振替依頼書』に記入のうえ、希望の指定金融機関にご提出ください。

②Web口座振替受付サービスを利用し、口座登録

令和8年1月より、Web口座振替受付サービスを開始しました。

24時間365日、金融機関に出向かずとも申し込み手続きが可能です。詳細につきましては、下記読み取りコードから確認してください。登録結果メールが届くことで、登録処理が完了したことになります。

Web口座振替受付サービス



・既に、または過去に入園している兄弟がいらっしゃる場合は、同じ口座を登録いたしますので口座振替の手続きは不要です。口座の変更をご希望の場合はお手続きください。以前登録していた口座が不明の場合はお問い合わせください。

・口座振替による納入ができない場合は、事前に教育課 子ども支援係へご相談ください。

〇八百津町指定金融機関

十六銀行、東濃信用金庫、めぐみの農業協同組合、大垣共立銀行、ゆうちょ銀行、岐阜信用金庫

【保育料および副食費の納付期限】

- ・「当月分をその月の月末に納付」となります。（月末が納付期限ですが12月のみ25日が納付期限です）
- ・納付期限が金融機関非営業日の場合は、翌営業日となります。
- ・口座振替は納付期限日に引き落としを行います。（残高にご注意ください）
- ・保育料を納付期限までに納付されない場合は、延滞金がかかる場合があります。
- ・保育料を滞納された場合には銀行口座預金、児童手当等差押えを行うことがあります。

5 記載例

様式第1号(第7条、第15条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書(兼児童台帳)

岐阜県加茂郡八百津町長 様

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな) やおつ こたろう 八百津 小太郎	生年月日 令和〇年〇月〇日	4月1日時年齢 (R9.4.1日時 の年齢) 〇歳	性別 男・女
保育の希望の 有無(※)	有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 保育園であれば有に○をつける			
	無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			
子どもの健康 状態について	○障がい者手帳の有無 有 () 無 () ○アレルギーの有無 有 (卵) 無 ・不明 () ○その他 ()			
保護者 住所・連絡先	(住所)岐阜県加茂郡八百津町 八百津 〇〇〇番地〇〇 (連絡先) 1: 090-〇〇〇〇-△△△△ (母) 2: 080-〇〇〇〇-△△△△ (父)			

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

・「有」を○で囲んだ場合は①～②に、「無」を○で囲んだ場合は①～③に必要事項を記入してください。

① 世帯の状況

区分	氏 名	子ども との 続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等 勤務先又は学校等連絡先	障がい 者手帳 の有無
子どもの 世帯員	(ふりがな) やおつ 太郎 八百津 太郎	父	昭和〇年〇月〇日	男	(株)〇〇 0574-□□-〇〇〇〇	有 無
	(ふりがな) やおつ はなこ 八百津 花子	母	平成〇年〇月〇日	女	〇〇(株) 0574-△△-〇〇〇〇	有 無
	(ふりがな) やおつ じろう 八百津 次郎	兄	令和〇年〇月〇日	男	八百津小学校 0574-△△-〇〇〇〇	有 ・無
	(ふりがな)		年 月 日			有・無
	(ふりがな)		年 月 日			有・無
生活保護法の適用(有 無)		児童扶養手当の受給(有 無)		特別児童扶養手当の受給(有 無)		

該当する方に○をつける

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	令和9年 4月 1日 から □ 年 □ 月 □ 日 まで	
	☒ 小学校就学前まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
第1希望 八百津保育園 (理由)	☒ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 通勤経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	
第2希望 錦津保育園 (理由)	☐ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☒ 通勤経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	
第3希望 (理由)	☐ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 通勤経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	

裏面に続きます

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の就労又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		8 時から 17 時まで

※保育所へ預ける時間からお迎えの時間までを具体的に記入してください

- ・市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- ・保育料の算定または副食費の減免確認のため、世帯員等の税務資料を閲覧すること。
- ・入所児童について、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関が所有する情報について提供し合うこと。
- ・保育料または副食費の収納状況について、園に情報提供または情報提供依頼することがあること。また、副食費の減免内容について、園に情報提供することがあること。
- ・保育料または副食費の未納がある場合は、早急に完納すること。

以上のことに同意し、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

また併せて保育所等の入所申込をします。

令和〇年 〇月 〇日 保護者氏名 八百津 太郎

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合となります。

- ①1月当たりの就労時間の常態が48時間以上であること。
 - ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 - ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - ④同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
 - ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - ⑥求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
 - ⑦次のいずれかに該当すること。
- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- ⑧ 次のいずれかに該当すること。
- ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。)
- ⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
 - ⑩ 上記事情に掲げるもののほか、上記事情に類するものとして町が認める事由に該当すること。

就労証明書

八百津町長 宛

※ 記 載 例 ※

※ 保護者記載欄はNo.19のみ ※

証明日	西暦	20 × ×	年	10	月	10	日
事業所名	八百津町役場						
代表者名	〇〇 〇〇						
所在地	八百津町八百津3903-2						
電話番号	0574	—	43	—	2111		
担当者名	〇〇 〇〇						
記載者連絡先	0574	—	43	—	2111		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																								
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☒ 公務 ☐ その他()																								
2	フリガナ	ヤオツ タロウ																								
	本人氏名	八百津 太郎																								
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) × × 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																								
4	本人就労先事業所	名称 八百津町役場 住所 八百津町八百津3903-2																								
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																								
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ 月間 175 時間 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 × × 年 9 月 年月 × × 年 8 月 年月 × × 年 7 月 20 日/月 175.00 時間/月 20 日/月 175.00 時間/月 20 日/月 175.00 時間/月																								
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																								
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																								
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																								
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																								
18	備考欄																									
19	※ 保護者記載欄 ※	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td>八百津 小太郎</td><td>× × 年 6 月 1 日</td><td>〇〇保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	八百津 小太郎	× × 年 6 月 1 日	〇〇保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日			児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																							
八百津 小太郎	× × 年 6 月 1 日	〇〇保育園																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																							
	年 月 日																									
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																							
	年 月 日																									

※ 記 載 例 ※
(保育所入所に関する)面接調書

面 接 年 月 日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
対象児童(保育所入所を希望する児童)	
氏 名	八百津 小太郎
生 年 月 日	令和 ××年 6月 1日
来 訪 者(面接調書の記入該当者)	
氏 名	八百津 花子
住 所	八百津町八百津〇〇〇〇-〇
児 童 と の 関 係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ()
来 訪 の 目 的	
児童の保育所入所について	
☒ 求職活動中のため、保育を必要とします。	
最近の求職活動内容・・・ 5月15日、29日 ハローワーク相談	
6月16日 面接 結果待ち	
☐ 月 日出産予定のため保育を必要とします。	
☐ その他(保育を必要とする理由等を具体的に記入してください)	

処 理 方 針	

個人番号(マイナンバー)提出書 兼 同意書

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

※ 記 載 例 ※

保護者住所 八百津町八百津○○○○-○

保護者氏名 八百津 太郎

下記の者について、八百津町が保育所・幼稚園・認定こども園等の利用に係る認定・決定(利用者負担区分の決定等)に必要な地方税関係情報および世帯情報を照会する(1月1日時点の住所地への照会も含む)ことに同意します。

児童氏名	八百津小太郎	生年月日	平成 ××年 6月 1日
		個人番号	7777 8888 9999
児童氏名 (複数人通園の場合)		生年月日	年 月 日
		個人番号	
児童氏名 (複数人通園の場合)		生年月日	年 月 日
		個人番号	

児童の父	氏 名	八百津 太郎	生年月日	平成 ××年 7月 2日
	個人番号 (マイナンバー)	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3		
	現 住 所	☒ 保護者住所と同じ		
	1月1日時点 住所(※)	岐阜県美濃加茂市太田町3431-1		
	DV被害に係る 不開示設定	☐ 申し出る ☒ 申し出ない (裏面を確認し、チェックしてください)		
児童の母	氏 名	八百津 花子	生年月日	平成 ××年 8月 3日
	個人番号 (マイナンバー)	4 4 4 4 5 5 5 5 6 6 6 6		
	現 住 所	☒ 保護者住所と同じ		
	1月1日時点 住所(※)	☒ 児童の父と同じ		
	DV被害に係る 不開示設定	☐ 申し出る ☒ 申し出ない (裏面を確認し、チェックしてください)		

※ 保育所等への入所月が4月～8月の場合:入所年度の前々年度の1月1日時点の住所

※ 保育所等への入所月が9月～3月の場合:入所年度の前年度の1月1日時点の住所



八百津町ホームページ内に『子育て応援特設サイト』が公開されています。

ぜひご活用ください！ 特設サイトはこちら ➡

